

## 参考

### 結核定期健康診断にかかる関係法令（抜粋）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）

#### 法第53条の2（定期の健康診断）

- 1 労働安全衛生法第2条第3号に規定する「事業者」、「学校の長」又は「矯正施設その他の施設で政令で定めるものの長」は、それぞれ「当該事業者の行う事業において業務に従事する者」、「当該学校の学生、生徒若しくは児童」又は「当該施設に収容されている者であつて政令で定めるもの」に対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。
- 4 第1項の健康診断の対象者に対して労働安全衛生法、学校保健安全法その他の法律又はこれらに基づく命令若しくは規則の規定によって健康診断が行われた場合において、その健康診断が第53条の9の技術的基準に適合するものであるときは、当該対象者に対してそれぞれ事業者又は学校若しくは施設の長が、同項の規定による定期の健康診断を行つたものとみなす。

#### 法第53条の3（受診義務）

前条第1項又は第3項の健康診断の対象者は、それぞれ指定された期日又は期間内に、事業者、学校若しくは施設の長又は市町村長の行う健康診断を受けなければならぬ。

#### 法第53条の7（通報又は報告）

健康診断実施者は、定期の健康診断を行つたときは、その健康診断につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を、当該健康診断を行つた場所を管轄する保健所長を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならぬ。

#### ○対象者、定期及び回数（法施行令第12条）

実施義務者	対象	定期及び回数
1. 事業者	(1) 学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)において業務に従事する者	毎年
	(2) 病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院において業務に従事する者	毎年
2. 学校の長	(1) 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校または各種学校(修業年限が1年未満のものを除く。)の学生または生徒	入学した年度
3. 施設の長	(1) 刑事施設に収容されている者	20歳以上毎年
	(2) 生活保護法に規定されている施設	職員および65歳以上の入所者について毎年
	(3) 老人福祉法に規定されている養護老人ホーム、特別養護老人ホームまたは軽費老人ホーム	
	(4) 障害者総合支援法に規定されている施設 (障害者支援施設)	
	(5) 売春防止法に規定されている施設	

#### ○報告時期（法施行規則第27条の5）

健康診断実施者は、健康診断について、一月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに通報又は報告しなければならぬ。